

造林補助事業に係る採択基準

1. 森林環境保全直接支援事業（国補）

(1) 事業要件

森林経営計画に位置付けられた森林整備で1施行地の面積が0.1ha以上のもの。

(2) 事業区分

事業区分	査定係数	補助率	実質補助率	備考
人工造林	170	4/10	6.8/10	事業主体： 森林経営計画の 認定を受けた者
樹下植栽等				
下刈り				
枝打ち				
除伐				
保育間伐				
間伐				
更新伐				
森林作業道				

2. 県単造林事業（県単）

(1) 事業要件

国補事業の採択要件を満たさないもののうち1施行地の面積が0.05ha以上のもの。

(2) 事業区分

事業区分	査定係数	補助率	実質補助率	備考
人工造林	なし	4/10	4/10	事業主体： 市町村 森林組合 森林所有者
樹下植栽等				
下刈り				
枝打ち				
間伐				
更新伐				
簡易作業路				
伐倒駆除				

3. いばらきの森再生事業（国補・県単）

(1) 事業要件

森林環境保全直接支援事業（国補）又は県単造林事業（県単）の要件を満たすもののうち、森林所有者との間で長期間の森林経営受委託契約を締結するなど、経営規模の拡大に意欲的な林業経営体が集約化した森林内で行う再造林、間伐等。

(2) 事業主体

森林経営の集約化に取り組む林業経営体

(3) 事業区分

a. いばらきの森再生・国補再造林事業

51年生以上のスギ・ヒノキ人工林の伐採後2年以内で1施行地の面積が0.3ha以上の再造林及び当該再造林地の下刈りへの助成（森林環境保全直接支援事業の要件を満たすもの）

補助率：9/10又は10/10

b. いばらきの森再生・国補間伐事業

保育間伐（60年生以下）、間伐（60年生以下）への助成（森林環境保全直接支援事業の要件を満たすもの）

補助率：10/10

c. いばらきの森再生・県単事業

51年生以上のスギ・ヒノキ人工林の伐採後2年以内で1施行地の面積が0.3ha以上の再造林及び当該再造林地の下刈り、保育間伐（60年生以下）、間伐への助成（森林環境保全直接支援事業の要件を満たさないもの）

補助率：10/10

d. いばらきの森再生・県単作業道整備事業

再造林・間伐等の森林整備を効率的に実施するための作業道整備への助成

補助率：定額（上限2,500円/m）